

令和6年3月定例教育委員会次第

日時：令和6年3月13日（水）
午前10時～午前11時30分予定
場所：犬山市役所3階301会議室

1. 開会

2. 教育長報告

3. 付議事件の審議

- | | | |
|--------|------------------------|------------|
| 第56号議案 | 犬山市教育委員会事務局学校医等の委嘱について | (学校教育課) |
| 第57号議案 | 犬山市スポーツ推進委員の解嘱について | (文化スポーツ課) |
| 第58号議案 | 犬山市スポーツ推進委員の委嘱について | (文化スポーツ課) |
| 第59号議案 | 犬山市文化財保護審議会委員の委嘱について | (歴史まちづくり課) |
| 第60号議案 | 犬山城調査整備委員会委員の委嘱について | (歴史まちづくり課) |
| 第61号議案 | 犬山市学校運営協議会規則の制定について | (学校教育課) |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | | |
|-----|---|-----------|------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) | 令和6年度教職員定期人事異動に係る事項について | (学校教育課) | No.2 |
| (3) | 令和5年度犬山市教職員退職辞令伝達式について
日時 令和6年3月29日(金) 午前10時00分より
場所 犬山市役所2階 205会議室 | (学校教育課) | |
| (4) | 令和6年度犬山市教職員辞令伝達式について
日時 令和6年4月1日(月) 午前9時45分より
場所 犬山市役所2階 205会議室 | (学校教育課) | |
| (5) | 令和5年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について | (学校教育課) | No.3 |
| (6) | 「犬山の教育施策2024 学びの学校づくり」について | (学校教育課) | No.4 |
| (7) | 「犬山市教育振興基本計画」の一部改訂について | (学校教育課) | No.5 |
| (8) | 4月・5月行事予定表について | (学校教育課) | No.6 |
| (9) | いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.7 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第56号議案

犬山市教育委員会事務局学校医等の委嘱について

犬山市教育委員会事務局学校医等を別紙のように委嘱するものとする。

令和6年3月13日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市教育委員会事務局学校医の任期満了及び退任に伴い、後任者を学校保健安全法第23条の規定により委嘱する必要があるからである。

犬山市教育委員会事務局学校医等の委嘱について

1. 内科医・眼科医・耳鼻咽喉科の委嘱

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

(敬省略)

学校名	項目	内科医		眼科医	耳鼻咽喉科医
犬山北小学校	氏名	村上 研		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	村上内科		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
犬山南小学校	氏名	保浦 晃徳	安藤 通泰	宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	城南クリニック	安藤医院	宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
城 東小学校	氏名	安藤 重幸		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	安藤クリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
今 井小学校	氏名	竹内 正信		小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	竹内整形外科クリニック		こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
栗 栖小学校	氏名	澤田 敬久		小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	ハートクリニックさわだ		こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
羽 黒小学校	氏名	宮崎 貢一		山崎 哲	丹羽 一志
	勤務先	宮崎整形外科外科内科		さとし眼科クリニック	にわ耳鼻咽喉科
楽 田小学校	氏名	板津 孝明	河村 英徳	小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	いたつ内科クリニック	かみら整形外科	こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
池 野小学校	氏名	兼松 克己		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	すみれ内科クリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
東 小学校	氏名	桑原 生秀		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	くわばらクリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
犬山西小学校	氏名	上田 貴世		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	松村クリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
犬 山中学校	氏名	吉田 洋	岡部 誠之介	宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	吉田内科クリニック	岡部医院	宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
城 東中学校	氏名	兼松 克己		小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	すみれ内科クリニック		こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
南 部中学校	氏名	河村 英徳		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	かみら整形外科		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
東 部中学校	氏名	桑原 哲		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	みどり診療所		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
犬 山幼稚園	氏名	安藤 重幸			
	勤務先	安藤クリニック			

宮田健太郎（宮田眼科）を除いて継続

2. 学校歯科医の退任者及び後任者

学校名	項目	退任者（令和6年3月31日）	後任者（令和6年4月1日）
栗栖小学校	氏名	河合 さか江	鈴木 靖彦
	勤務先	河合歯科医院	いぬやま矯正歯科

犬山市教育委員会第57号議案

犬山市スポーツ推進委員の解嘱について

犬山市スポーツ推進委員設置規則第4条の規定により別紙のとおり解嘱するものである。

令和6年3月13日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、解嘱を願い出た1名の犬山市スポーツ推進委員を解嘱する必要があるからである。

解嘱する犬山市スポーツ推進委員

No	氏名	性別	職業
1	まつお のぶゆき 松尾 信幸	男	会社員

◎関係法令

犬山市スポーツ推進委員設置規則(昭和49年教育委員会告示第4号)
(抄)

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員(以下「委員」という)の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツ推進に関し、次の職務を行なう。

- (1) スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) 住民に対して、スポーツの実技の指導を行なうこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図ること。
- (4) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの推進のためこの指導助言を行なうこと。

(定数)

第3条 委員の定数は25名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。
- 3 委員は、再任されることができる。

犬山市教育委員会第58号議案

犬山市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条及び犬山市スポーツ推進委員設置規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和6年3月13日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市スポーツ推進委員の委嘱期間満了に伴い、委員を委嘱する必要があるからである。

委嘱する犬山市スポーツ推進委員

No	氏名	性別	職業	備考
1	せんだ いっじ 仙田 逸二	男	自営業	再任
2	はら まきお 原 正男	男	自営業	再任
3	たかぎ たかひと 高木 隆人	男	無職	再任
4	みやた たかひで 宮田 孝秀	男	会社員	再任
5	こじま くみこ 小島 久美子	女	会社員	再任
6	おくむら けんじ 奥村 建治	男	会社員	再任
7	よしの かずみ 吉野 和美	男	農業	再任
8	ほほ まさみき 保浦 正幹	男	会社員	再任
9	よしはら たづこ 吉原 田鶴子	女	無職	再任
10	の りよ かずひこ 野呂 一彦	男	無職	再任
11	ひびの こうじ 日比野 幸司	男	無職	再任
12	みお みゆき 三輪 みゆき	女	会社員	再任
13	さし はるひこ 佐橋 治彦	男	農業	再任
14	みずたに みか 水谷 美香	女	会社員	再任
15	こじま あきこ 小島 暁子	女	会社員	再任
16	いとう ひろのぶ 伊藤 浩申	男	公務員	再任

【委嘱期間】

- ・No. 1, 2, 4 ~ 16 … 令和6年4月 1日 ~ 令和8年3月31日
- ・No. 3 … 令和6年4月14日 ~ 令和8年4月13日

【委嘱後の男女比率】

男性11名（55.0%）、女性9名（45.0%）

◎ 関係法令

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抄）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

犬山市スポーツ推進委員設置規則（昭和49年教育委員会告示第4号）（抄）

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という）の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツ推進に関し、次の職務を行なう。

(1) スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。

(2) 住民に対して、スポーツの実技の指導を行なうこと。

(3) 住民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図ること。

(4) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの推進のためこの指導助言を行なうこと。

（定数）

第3条 委員の定数は25名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。

3 委員は、再任されることができる。

犬山市スポーツ推進委員名簿

(令和6年3月13日現在)

NO	氏名	性別	委嘱期間
1	仙田逸二	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
2	原正男	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
3	高木隆人	男性	令和4年4月14日～令和6年4月13日
4	宮田孝秀	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
5	小島久美子	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
6	奥村建治	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
7	吉野和美	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
8	保浦正幹	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
9	吉原田鶴子	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
10	野呂一彦	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
11	戸崎裕美子	女性	令和5年5月10日～令和7年5月9日
12	日比野幸司	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
13	三輪みゆき	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
14	佐橋治彦	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
15	水谷美香	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
16	小島暁子	女性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
17	伊藤浩申	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
18	松尾信幸	男性	令和4年4月1日～令和6年3月31日
19	武内名古	女性	令和5年6月22日～令和7年6月21日
20	長谷川康子	女性	令和5年6月22日～令和7年6月21日
21	尾藤美津子	女性	令和5年5月10日～令和7年5月9日

[男女比率：男性12名（57.1%）、女性9名（42.9%）]

[委員報酬：年額60,000円]

犬山市教育委員会第59号議案

犬山市文化財保護審議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市文化財保護条例施行規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和6年3月13日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市文化財保護審議会委員の委嘱をする必要があるからである。

犬山市文化財保護審議会委員名簿（案）

（任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

No.	職名	氏名	所属等	備考
1	委員	赤塚 次郎	特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク 理事長	
2	委員	小嶋 毅	犬山市歴史研究会 顧問	
3	委員	林 進	岐阜大学名誉教授	
4	委員	四辻 秀紀	名古屋経済大学 特任教授	新規

（1）設置について

- ・犬山市文化財保護条例に基づき犬山市文化財保護審議会を設置する。
- ・教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。
- ・委員は文化財に関して識見を有する者のうちから、犬山市教育委員会が任命する。
- ・委員は7人以内とする。
- ・委嘱期間は、委嘱の日から2年とする。
- ・犬山市文化財保護条例施行規則に基づき、審議会を開催する。
- ・審議会に、会長、副会長を置く。
- ・審議会は会長が招集する。

（2）委員会の開催について

- ・年2回程度開催

（3）本委員会の女性比率は0%

犬山市教育委員会第60号議案

犬山城調査整備委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山城管理委員会規則第5条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和6年3月13日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山城調査整備委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山城調査整備委員会委員名簿（案）

（任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日）

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員	麓 和善	学識経験者	名古屋工業大学 名誉教授	継続
2	委員	白水 正	学識経験者	犬山城白帝文庫歴史文化館 館長	継続
3	委員	千田 嘉博	学識経験者	名古屋市立大学高等教育院 教授 奈良大学 特別教授	継続
4	委員	鈴木 正貴	学識経験者	愛知県埋蔵文化財センター 調査課長	継続
5	委員	西形 達明	学識経験者	関西大学 名誉教授 (協)関西地盤環境研究センター 顧問	継続

1 設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づき犬山城管理委員会を設置する
- ・犬山城管理委員会の部会的組織として犬山城調査整備委員会を置く
- ・犬山城天守及び史跡犬山城跡に関する事項について調査し、又は審議する
- ・委員は犬山城管理委員会委員を含め15人以内とする
- ・委嘱期間は委嘱の日から2年とする
- ・委員会の委員は、犬山城関係者、市議会議員、学識経験者、公共的団体の構成員のうちから教育委員会が委嘱する
- ・犬山城管理委員会規則に基づき、委員会を開催する
- ・委員会に、委員長及び副委員長を置く
- ・委員会は委員長が招集する

2 委員会の開催について

- ・年3回程度開催

3 本委員会の女性比率

- ・本委員会の女性比率は0%

犬山市教育委員会第61号議案

犬山市学校運営協議会規則の制定について

犬山市学校運営協議会規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年3月13日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するため、市内各校に学校運営協議会を設置する必要があるからである。

犬山市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定による学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長、当該対象学校に在籍する生徒及び児童の保護者並びに当該対象学校の所在する地域の住民の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校にその旨を通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、毎年度次に掲げる事項についての基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成し、協議会の承認を得

るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- (4) その他校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に定める事項を除く。)について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して前条第1項の規定により承認された基本方針の実現に資する一般的な事項(特定の個人に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長から意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び必要な支援等に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び必要な支援等に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者等(次号において「住民等」という。)の理解を深めること。

(2) 対象学校と住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域の住民
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員
- (4) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (5) 対象学校の校長その他の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第10条 委員の任期は、任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が対象学校の校長と協議し、当該会議に係る議案をあらかじめ示した上で招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、対象学校の校長に報告及び説明を求めることができる。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 会長は、会議録を調製し、保管するものとする。

(会議の公開)

第13条 会議は、原則公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。

(適正な運営の確保)

第14条 教育委員会は、協議会に対し当該協議会の運営状況等について、指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 協議会は、教育委員会に対して、協議会の運営状況等について報告を行うものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 第9条の規定に違反したとき。
- (3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

2 前項の場合において、教育委員会は、同項第2号又は第3号に該当して委員を解任するときは、当該委員にその理由を示さなければならない。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。